

日本銀行が行う現金の受払に関する規則

(適用範囲)

第1条 日本銀行が行う当座勘定（同時担保受払時決済口）および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定（以下「当座勘定」という）における取引のうち、現金による当座勘定への入金および当座勘定の払戻については、当座勘定規定その他別に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 銀行券 日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づき日本銀行が発行する銀行券（日本銀行法附則第16条により日本銀行券とみなされるものを含む）をいう。
- (2) 貨幣 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号。以下「貨幣法」という）その他関係法令に基づき政府が発行する貨幣（貨幣法附則第8条により貨幣とみなされる臨時補助貨幣を含む）をいう。
- (3) 現金 銀行券または貨幣をいう。
- (4) 受入 当座勘定への入金のため日本銀行が現金を受け入れることをいう。
- (5) 払出 当座勘定の払戻のため日本銀行が現金を払い出すことをいう。
- (6) 受払 受入または払出をいう。
- (7) 取引先 当座勘定取引先をいう。
- (8) 勘定店 取引先が当座勘定を有する日本銀行本支店をいう。
- (9) 戸田分館 埼玉県戸田市の発券センターをいう。
- (10) 保管店 日本銀行が銀行券の受払を行う場所として特に認めた取引先が属する金融機関の店舗をいう。
- (11) 市中流通拠点 日本銀行が貨幣の受払を行う場所として特に認めた市中における貨幣流通拠点をいう。

(受払場所)

第3条 現金の受払は、日本銀行が特に認めた場合を除き、勘定店、戸田分館、保管店または市中流通拠点において行う。

(受払時間)

第4条 勘定店における現金の受払時間は、午前9時から午後3時までとする。
2. 戸田分館、保管店および市中流通拠点における現金の受払時間は、別に定める。

(受払の単位)

第5条 現金の受払の単位は、別に定める。

(受入時の現金の整理および施封の方法)

第6条 受入時の現金の整理および施封の方法は、別に定める。

(受入現金に不足があった場合の取扱等)

第7条 取引先は、日本銀行から、取引先から受入を行った現金の金額が、受入の際に当座勘定に入金の記帳を行った金額に不足している旨の通知を受けた場合には、直ちに、その不足金額の現金を支払わなければならない。
2. 日本銀行は、前項の通知を受けた取引先が不足金額の現金を支払わない場合には、当座勘定から当該金額を引落とすことができる。
3. 前2項の規定は、取引先が、日本銀行から、取引先から受入を行った現金に日本銀行において真偽の判別を行うことができない貨幣がある旨の通知を受けた場合に準用する。

(払出貨幣または未鑑査払銀行券に不足があった場合の取扱)

第8条 取引先は、払出を受けた貨幣に不足があった場合には、その不足金額の請求を、その貨幣の施封を行った者（貨幣の施封を行った者が独立行政法人造幣局である場合にあっては、日本銀行）に対して行う。

2. 取引先は、保管店において払出を受けた銀行券のうち受渡先の施封のまま引き渡された銀行券（以下「未鑑査払銀行券」という）に不足があった場合には、その不足金額の請求を、その未鑑査払銀行券の施封を行った者に対して行う。

（現金の受払に関する事務の委託等）

第9条 取引先は、現金の受払に関する事務を第三者に委託する場合には、その委託先を指定したうえ、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行の承認を受けなければならない。

2. 取引先が前項の承認を受けた場合には、委託先が日本銀行との間で行った現金の受払にかかる行為の効果は、当該取引先に帰属する。
3. 取引先が第1項の承認を受けた場合には、委託先が日本銀行との間で現金の受払に関する事務を行うについて日本銀行に加えた損害は、当該取引先が賠償の責任を負う。
4. 取引先が第1項の承認を受けた場合には、当該取引先は、委託先に対し、この規則その他現金の受払について日本銀行が定めた事項を遵守させなければならない。
5. 日本銀行は、取引先が前項の規定に違反した場合その他委託による現金の受払を継続し難い重大な事由があると認めた場合には、第1項の承認を取り消すことができる。
6. 前4項の規定は、取引先が日本銀行との間で受払を行う現金の搬送を第三者に行わせ、その第三者が受払場所の構内に立ち入る場合に準用する。

（物品の貸与）

第10条 現金の受払に必要な物品の貸与に関する取扱は、別に定める。

（所要事項の決定等）

第11条 日本銀行は、現金の受払の適切な運用を確保するため、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

(規則の改正)

第12条 日本銀行は、現金の受払の適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。